

福岡県田川地区消防組合議会会議規則

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕
〔議会規則第 1 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条の規定に基づく福岡県田川地区消防組合議会会議規則は、田川市議会会議規則（昭和 22 年規則第 4 号）の規定（常任委員会に関する規定を除く。）を準用する。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。